

内閣参質一七六第四一号

平成二十二年十月二十六日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡 武 夫 殿

参議院議員江口克彦君提出子ども手当におけるバウチャー制度の導入に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員江口克彦君提出子ども手当におけるバウチャー制度の導入に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの子ども手当の使途については、現在調査を行っているところであり、現時点でお答えすることは困難である。なお、御指摘の内閣府の調査は、平成二十二年度の子ども手当制度の内容が決まる以前の平成二十一年十一月に、子ども手当の使途の意向について聞いたものである。

二について

政府としては、家庭の経済的環境と子どもの学力や進路との間に関連は見られるものの因果関係については必ずしも明らかになっていないものと認識しており、お尋ねの子ども手当の使途を教育費等に限定することによる子どもの学力や進路への影響について、見解をお示しすることは困難であるが、経済的な理由によつて修学が困難な者の教育の機会を確保するとともに、すべての子どもに確かな学力を身に付けさせることは極めて重要と認識しており、今後とも必要な施策を推進してまいりたいと考えている。

三について

平成二十三年度以降の子ども手当については、平成二十三年度予算の編成過程において改めて検討する

こととしており、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。